

第1章 はじめに

1 計画策定の趣旨

本県では、平成28（2016）年3月に「栃木県廃棄物処理計画」を策定し、廃棄物の減量及び適正処理に関する施策を展開し、持続可能な循環型社会の形成に向け取り組んできました。

この間、国連サミットで採択された「持続可能な開発目標（SDGs）」の考え方のもと、国では、循環型社会を優先課題の一つとして位置付け、食品ロスの削減や海洋プラスチックごみ対策を進めるなど、資源循環を巡る情勢は大きく変化してきました。

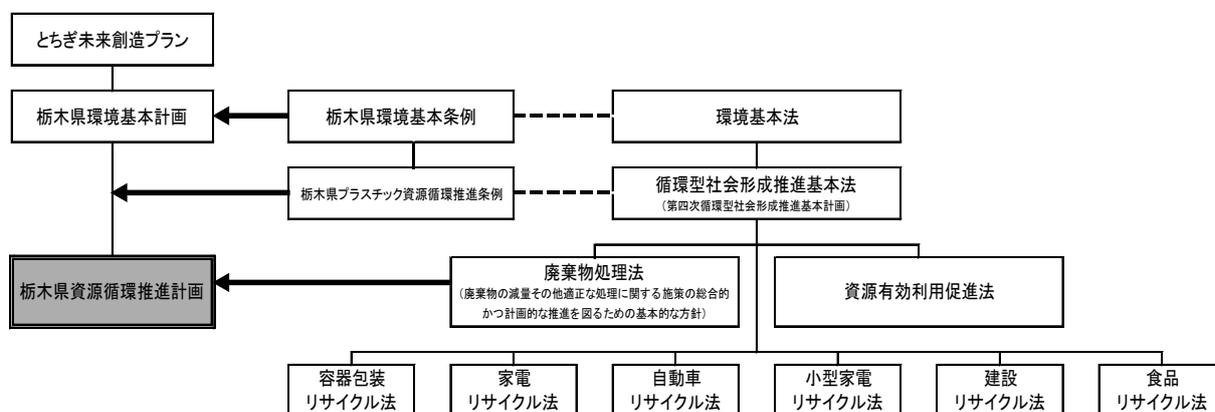
また、地球温暖化など気候変動への対策や、頻発する大規模災害によって発生する災害廃棄物の処理、新型コロナウイルス感染症の感染防止策を講じつつ社会経済活動を進めていく「新たな日常」への対応も喫緊の課題となっています。

加えて、本県は、令和4（2022）年に開催する「いちご一会とちぎ国体・とちぎ大会」を環境に配慮した大会とすることを目指しており、全国からの多数の来場者への対応も含め、一層の取組の推進が求められています。

こうした状況を踏まえ、引き続き廃棄物の減量及び適正処理を図りつつ、新たな課題にも柔軟に対応し、資源循環のための施策を総合的かつ計画的に推進するため、新たな廃棄物処理計画を「栃木県資源循環推進計画」として策定するものです。

2 計画の位置付け

この計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）に基づき、環境大臣が定める基本方針*（以下「基本方針」という。）に即して、本県の廃棄物処理に関する施策の基本的事項を定めるものであるとともに、「栃木県環境基本計画」の部門計画として位置付けられるものです。



3 計画期間

この計画は、おおむね10年後を見据えた上で、令和3（2021）年度から令和7（2025）年度までの5か年間で計画期間としています。

* 廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針（平成28年環境省告示第7号）

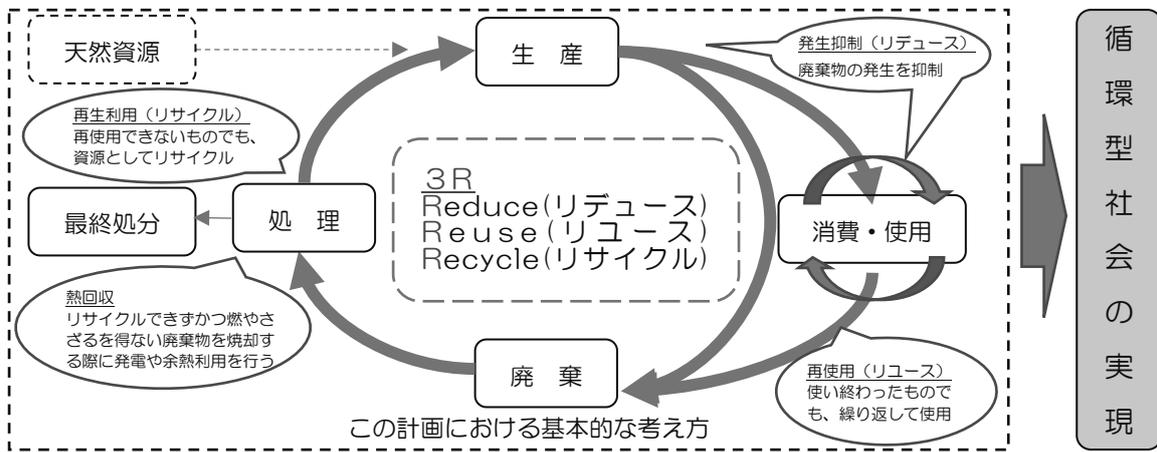
コラム1 「3R」と「資源循環」

皆さんは「3R（スリーアール）」という言葉は聞いたことがありますか。

「3R」とは、「リデュース（Reduce）」、「リユース（Reuse）」、「リサイクル（Recycle）」の頭文字Rを取ったもので、石油等の限られた天然資源を有効に使い、環境への負荷をできるだけ減らすという循環型社会の実現に向けてのキーワードです。

循環型社会の実現には、皆さん一人ひとりが、まずは、必要かどうかよく考えて物を購入するなど、廃棄物の発生を抑制し（リデュース）、使い終わったものでも、繰り返し使用（リユース）、それでも出る廃棄物は分別して資源として再利用等を行う（リサイクル）という優先順位を意識し、「3R」の取組を行うことがとても重要です。

この計画では、「3R」の考え方を基本に、「生産」や「消費・使用」などの各段階における取組を推進することで、モノが資源として循環する仕組みを築くこと、つまり「資源循環」を推進することで、持続可能な循環型社会の実現を目指していきます。



<参考：この計画で使用する数値等について>

(1) 数値

ア 一般廃棄物

一般廃棄物に関する数値は、毎年度環境省が全国の市町村を対象に実施している「一般廃棄物処理事業実態調査」に基づくものです。

なお、排出事業者が処分業者に処分を委託している廃棄物の量、資源回収業者に売却している古紙等の量、家電リサイクル法に基づき小売店が回収している使用済家電製品の量、スーパー等の店頭で回収されているペットボトル、食品用トレイ等の量等、市町が把握していない数値については、上記実態調査の結果には含まれていません。

イ 産業廃棄物

産業廃棄物の排出状況及び処理状況に関する現況値は、令和元（2019）年度に県が排出事業者を対象に実施した実態調査及び同年度に多量排出事業者から県及び宇都宮市に提出された実施状況報告書に基づく推計値です。また、産業廃棄物処理施設に係る処理状況及び産業廃棄物の広域移動の状況に関する現況値は、同年度に産業廃棄物処理業者から県及び宇都宮市に提出された実績報告書に基づき集計したものです。

なお、農業から排出される家畜ふん尿は農地への還元処理、鉱業から排出される汚泥、鉱さい等は鉱山保安法により採取地に埋め戻す処理が行われており、他の業種の産業廃棄物とは処理体系が異なっていることから、産業廃棄物の排出量から農業及び鉱業に係るものを除く取扱いとされています。

全国の産業廃棄物の状況については、毎年度環境省が実施している「産業廃棄物排出・処理状況調査」に基づいています。

ウ その他

本文中の図及び表で使用している数値については、四捨五入しているため、合計と内訳が一致しないことがあります。

(2) その他

※が併記されている用語については、P46 以降の「3 この計画で使用する用語の解説」にて解説を記載しています。